

国民生活センターなどによると、日用品や食料品を格安販売した後、「催眠商法」で高額な商品売りつける被害が後を絶ちません。

催眠商法の一例は、①格安販売を宣伝して集客

②店舗などで日用品や食料

品を格安販売③高齢者らが毎日のように店舗に通う。販売員が親切に接客④言葉巧みに高額商品を購入させる——などの手口です。

具体的には、商品を格安販売した

## 「催眠商法」に注意

上、健康不安をあおるなどして高額商品を売りつけるのが典型的な手口で、サクラを用意し、「これ欲しい」「今日買わないと損だよね」などと話をさせて雰囲気盛り上げ、高額なネットレ

スや羽毛布団などを買わせたり、新規事業に投資

させたりしたケースなどもあります。高齢者が抱える孤独感や健康不安など、人の心理に付け込んだ悪質商法に注意しましょう。

防犯一口メモ